

平成26年7月11日から
平成26年7月11日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成26年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（7月11日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
報告第6号 専決処分した事件の承認について	3
報告第7号 専決処分した事件の承認について	3
推薦第1号 農業委員会委員の推薦について	13
閉議の宣告	13
閉会の宣告	14

平成26年標茶町議会第2回臨時会会議録

平成26年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年7月11日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

○出席議員（13名）

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1番 松下 哲也 君
(午前10時02分遅参) | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 12番 深見 迪 君 | 13番 川村 多美男 君 |
| 14番 平川 昌昭 君 | |

○欠席議員（1名）

- 11番 熊谷 善行 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 管理課 長 | 中村 義人 君 |
| 建設課 長 | 井上 栄 君 |
| 教 育 長 | 吉原 平 君 |
| 教委管理課 長 | 高橋 則義 君 |
| 農委事務局 長 | 牛崎 康人 君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|---------|----------|
| 議会事務局 長 | 玉手 美男 君 |
| 議事係 長 | 小野寺 一信 君 |

平成26年標茶町議会第2回臨時会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから、平成26年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名、欠席2名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から
13番・川村君、 2番・長尾君、 3番・菊地君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長(池田裕二君)(登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、議会推薦の農業委員会委員が7月19日に任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律等により、議会から後任の推薦が必要であり本臨時会を招集したものであります。

また、本年6月13日、断続的な降雨による町道への土砂流入が発生し、それによる通行車両の物損事故に対する損害賠償2件の専決処分をさせていただきました。後ほど議案

平成26年標茶町議会第2回臨時会会議録

報告いたしますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて行政報告をいたします。

第2回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 教育委員会より行政報告をいたします。

学校給食共同調理場における事故報告についてであります。

はじめに3月7日午後1時15分頃、給食配送車により学校給食食缶回収のため磯分内小学校に向かうため、国道391号線を走行中、前方を走行していたトレーラーが左折したため、追突を避けようと対向車線にはみだしたところ、後方から追い越してきた乗用車の左後部のタイヤハウス付近に接触したものであります。

次に5月30日調理場敷地内の草刈り作業を行っていたところであります。午前9時頃ブラシカッターの飛び石により、駐車中の自家用車のフロントガラス部分にひび割れを起こしたものであります。原因といたしましていずれも安全確認等が不十分だったためと考えられますが、日常的に事故防止・安全対策の指導をしておき事故が発生したことは大変遺憾であります。再発防止のため、安全確認についての指示・指導を行ったところであります。今後もより一層の事故防止、安全対策に努めてまいりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第108条第1項に基づき、専決処分させていただき、1点目は4月18日、2点目が7月1日に示談が成立いたしましたのであわせてご理解賜りたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の口頭による行政報告に対しまして簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第6号・報告第7号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。報告第6号・第7号を一括議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）（登壇） 報告第6号の趣旨並びに内容について、ご説明申し

上げます。

本件につきましては、財物損壊事故に係る賠償についてであります。去る6月13日金曜日、午後7時頃、低気圧の影響による断続的な降雨に伴い、町道へ流入した土砂のため通行車両がスリップし、ガードロープに接触して車両が損傷したものであります。

7月3日に賠償額が確定しましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同日付けで専決処分をさせていただきました。翌日に示談に至ったものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次ページに移ります。

専決処分書

平成26年6月13日発生の財物損壊事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

- 1 損害賠償額 45万6,430円
- 2 相手方 川上郡標茶町字オソツベツ535番地17 高松美春

平成26年7月3日

以上で、報告第6号の趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、報告第7号の趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、報告第6号でご説明いたしました事故と同日、同一場所で発生した財物損壊事故に係る賠償についてであります。去る6月13日金曜日、午後7時30分頃、低気圧の影響による断続的な降雨に伴い、町道へ流入した土砂のため通行車両がスリップし、道路脇に車両が逸脱し、車両が損傷したものであります。

7月3日に賠償額が確定しましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同日付けで専決処分をさせていただきました。翌4日に示談に至ったものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページに移ります。

専決処分書

平成26年6月13日発生の財物損壊事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

- 1 損害賠償額 33万8,600円
- 2 相手方 川上郡標茶町字西標茶46番地16 佐藤英治

平成26年7月3日

以上で、報告第7号の趣旨並びに内容の説明を終わりますが、事故後、関係団体との

調整も含め、安全対策を講じたところではありますが、今後におきましても細心の注意を払ってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

質疑は、報告ごとに行います。

最初に報告第6号から行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 今回報告された専決のですね、中身に入る前に専決の179条の正否についてお伺いをしておきたいのですが。

ここで示談になったのが4日だ、5日だということでありますけれども、農業委員会の委員の臨時会が今日こうやってあるわけですけれども。金額などのことも、5日か6日の違いなのですが専決を行わなければならなかったという理由がですね、この資料上からは私ちょっと伺いきれないのですが、この専決をしなければならなかったということは、どんな事情があったのかなど。今の報告をきいてもですね5日に決定したとか、示談が4日に決定したとかありますから、決定は決定で結構です。あと今回のこの農業委員会の臨時会がこうやってあるわけです。何も専決する理由は私はないのかなど。この話も議運ではちょっとしておきましたけれども、その辺がちょっと理解できないものですから。何故専決なのか、その辺をあわせてお聞きしたいなど。

それとですね、179条の正否は、今回知ってのとおり自治法も改正になってですね、「暇がないから」から、「時間がないから」に変わってきているわけです。それだけに専決は全国的に注目をされているのです。だから今までの古い考え方で思いが仮にあるのであれば、やはりこの専決はできるだけ避けるという、こういうことが今行われているものですから、そういう状態にある中でのこの提案ですから、どういうふうに思っていたのか、あわせてお聞きしておきたいなど。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。議員お尋ねの部分につきましては基本的な姿勢ということでの大枠のご質問だというふうに承ります。

本件に関しましては、地方自治法第96条。これは議決事件でありますけれども、第1項第12号の地方公共団体が当事者である和解、それと同項第13号の損害賠償の額を定めるに該当して議決事件であることはご指摘のとおりでございます。

これまでこれらの事案につきましては、議案として取り扱った部分、それと被害者の救済を速やかに行うことにより誠意を示して示談交渉を進める必要があり、交渉のタイミング等により今お話のありました地方自治法179条第1項に基づき、緊急を要するため議会を招集する時間的いとまがないということが明らかであると認めた時に、地方公共団体の長はその事件を処分することができるということをもとに、議会の承認をいただいき

たと。この二通りがございます。

本件に関しましては、示談交渉にあたりまして速やかに進めることが、最良の手段であると判断したところでありますけれども、7月3日に額が確定して、そしてその後日程調整等も含めまして、その準備も含めるとタイムラグが生じると。そうすると相手方があるものですから、そのところで速やかに、スムーズに示談交渉を進めるためには速やかに決定することが必要だということで、額が決定しました7月3日付けで専決をさせていただいたということでございます。

それからもう1つ大枠の部分でいいますと、これは専決の取り扱いでございますけれども、この事故事案に関わらず全ての事案について、専決をするというような基本的な考えは持ってはございません。基本的な部分につきましては踏まえつつ、ケースによっては適切な判断をしてもらいたいと考えていますので、是非その基本的な観点につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 考え方は今お聞きしたわけですが、いずれにしても今回の場合は、3日、4日、示談が成立したわけですから、5日もあったのですか。ですから今回の委員会のこの臨時会。この間にいわゆる議案として提案をしてもですね、さほどその示談交渉の中でお金が即、払わなければならないとか結果を出していかなければならないとか、お金がぼんぼん動いていくというのであれば別なのです。議会が終わってからお支払いするものはお支払いしてもということが頭にあれば、なんらこの取り扱いについては議案としても差し支えなかったのかなと、こんな気がしていたものですから。まあ専決してしまっているからこれはこれで良いのですけど。今後そのことも考えて専決の在り方についても、今副町長が言ったように考えていただければいいなと思っています。何かあったら。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。今示談に至るまでの部分でいきますと、交渉している中での相手方の感触といいますか、それも含めての対応でございましたのでご理解いただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたとおりに基本的な姿勢といいますか、基本は踏まえつつ、ケースによっては緊急を要さなければならないという部分については念頭に置きながら、今後についても事務を進めてまいりたいと思っておりますので是非ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 専決ということで館田議員の方からも内容については伺ったのですけれども、この状況についてどうしても専決の場合はいろいろな部分で議会に提出された部分でいけば、状況等々の写真等が、どういう位置か、事故があった位置ですね、それと状況の写真、また相手方がいれば車両等々がどのくらいの損害を受けた写真の一枚や二

枚があってもいいのかなと思います。

それとこうやって泥が流れたということで、これもやはり放っておくわけではないので、なんらかの予算付けで撤去をして復旧をしたのではないかなと思います。また1度こうやって流れると今も台風時期ですので何回もやられるという部分もありますので、そういう状況も専決で処理、後の部分での報告等々があってもいいのではないかなと思います。それと課長の方からこの部分について、関係団体とより強固に今後の対策をしたいと、この関係団体というのはどういう関係団体なのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 経過について、もう少し詳細に時系列でご説明させていただきたいと思います。

6月13日に事故が発生したわけですが、翌日の降雨予想を基に12日にこれまでの土砂流出注意箇所と、7路線15か所ほど土のう積みをうちのほうでやっておりました。13日、朝の4時から午後の1時頃まで雨が降りました。標茶市街ではこの低気圧による降雨が50ミリメートルほどになりました。この降雨が11日から断続的に続いていたものですから、うちの方ではパトロールを出しました。6月13日午後1時に委託4社へパトロールの要請をかけております。2時15分にパトロール業者がこの場所を通過しておりますが、この時点では土砂が取付け道路から流入していたわけですが、量的にはすぐに緊急処置をとるような量ではなかったことを写真で確認しております。この時にこれから注意しなければならない箇所というものを報告を受けることになっているので、会社の方では、今後気をつけなければならないという箇所で写真を撮っていたところであります。

この後、パトロール業者はそれ以外のパトロールを継続しております。同日も午後7時に高松氏の1件目の事故が発生しております。それから7時半に2件目の事故が発生しています。午後9時、役場の守衛さん経由でうちの担当のほうに電話が入りまして、これを受理して現地の方へ、当事者と電話連絡する一方で現地の方に直営で、現地の直営ショベルと直営の人力で土砂を撤去いたしました。これが終了したのが22時でございます。

場所としては、道道の阿寒標茶線から沼幌のほうへ向かう、町道との旧道道になるのですが、久門さんのところの国道から入って行ったところのちょうど交点から、久門さん側に向かって50メートルほどにわたって土砂が流入しておりまして、直営で撤去時には、多い所と少ない所があるのですけれども、10センチからは20センチ位の土砂が溜まっていたという報告を受けています。ただ、車がその間走っているものですから、きれいな状態ではなかったのですけれども、10センチ、20センチあったと。その時の写真も私も確認しております。

想定になるのですけれども、この間標茶市街では雨が1時から全く降っておりません。霧雨程度でございました。現場近くの山にだけ局地的に雨が降ったものか、何らかの理由でパトロールの後に土砂が二次流出したものと考えております。場所、状況としてはそういうことでございます。撤去につきましても直営で行いましたので、経費的には直営の中

で処理したということでございます。

関係団体等という報告があったのですけれど、今回この土砂が流入、畑から流出ということなのですけれど、これまでもどういう方法でこれを防いでいこうかなというのは、実は悩んでいるところがありましたけれども。今回、農林課経由で農協さんの協力を得まして、まずうちのほうの内部の方で打ち合わせをしまして、農協さんの協力も得た方がいいのではないかとということで、今回初めての流出でしたけれども、これからも牧草地の更新それからデントコーンにするところが増えてきていますので、取り付け道路の状況によっては流出する可能性がある。これは地主さんとも協力してやっぱり加害者も被害者も出たくないということで進めていきたいなということで、JAさんの協力を仰いでいるところでございます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 1点目の位置図等の資料を分かりやすくということだと思いますが、説明資料は今後できるだけ分かりやすいような添付等について、検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 状況等はわかりましたが、過失割合が100対0ということなのですが、相手方の運転状況と申しますか、10センチから20センチの土砂等でスピードの状況がどのようになっていたかという、そういう判断も下して100対0になったというふうに考えますが、その辺の状況というのはいかがだったのでしょうか。安全運転で状況がわかれば7時ですから、もしかしたら6月何日でまだ明るかったかなというふうに思うのです。私自身。ですから安全運転をしていれば、避けられたかもしれないという思いがあるものですから。その辺の状況を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。100対0ということでございますが、保険上の見解はですね、結果的には道路管理者が流入土砂を放置したということ。ただ100対0という判断につきましてはですね、事故が7時と7時半に連続して起きたと。2件起きたということで、100対0という、短時間に2台の車両が同一箇所で起きたということは、運転者に安全義務があるのは当然なのですけれども、事故を今回の場合は避けることは困難だったのであろうという見解だそうです。

当日の状況はですね雨が上がったのですが、霧雨があつて曇りで非常に暗い状況で、もう夕方この時間帯はかなりもう、晴れているときよりも暗い状況だったそうです。それで黒い舗装に流入してきている土砂が黒い土で、証言では60キロで走行していたということでございます。それでうちの片付ける直営部隊が行ったときもですね、黒い舗装に、まあそのときは夜9時ですから真っ暗だったのですけれど、黒い舗装の上に黒い土なものですから、ここだとわかっていて行きましたけれども、土がある状態はちょっと見分けが

平成26年標茶町議会第2回臨時会会議録

つかないような状況であったと報告を受けています。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 大体、事故の様子は聞き取れたのですが、確かに鈴木議員が言ったように、100対0というのはどうなのかということなのですが、結局、車というのは動いていれば、ぶつかった段階で絶対に100対0にはならないというふうには認識していますが、いずれにしても、あまり安易に100対0にしてしまったのではないかという気がするのですよ。例えば、土砂が流れ出ていた。それはそれで車がそれに引っかかった。ところが通常60キロ位ではガードレールだとか、側溝に落ちるといのはそれだけ逆に言うと、長く土砂があればそこにはまり込んでしまって、そんなに簡単には右左には行かないのではないかという気がするのですよ。正直なところ。

例えば、もう1点は10時頃終わりましたよね、処置が。その後流れてきた所をどのような処置をしたのか。それともう1点は、今台風が来ていますから同じようなことが起きる可能性が十分にあると思いますから、それなりの処置はしたのだらうと思いますけれど。そういう処置の問題と、それから道路管理者が、例えばその農家の人の畑から牧草のロールが風によって転がってきて、車にぶつかったと。例えですよ。そうなったときはやはり土地の管理者が責任をおわなければならないという部分が、確かにあるかと思いますが、そうするとこれからもそういうようなことが起きた時には、全部、道路管理者が悪いのだ、100対0だということにはちょっと納得がいかないのですけれど、この辺のお考えについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。まずは100対0に対するご意見だったと思いますが、今回につきましては100対0になった経緯といたしましては、損保会社とやり取りを何回も行いまして、その結果保険会社のほうの判断として100対0と回答をもらった案件でありまして、違う案件が起きた場合には、また、その案件ごとにまた判断が下されるものと考えておりますので、今回の場合は100対0だったということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから保険のほうでいえば、牧草のロールの関係を答えたいと思いますが、傾斜地の牧草地から巻いたロールが町道のほうに転がってきて、車に衝突したということであれば原因については、ロールを作って放置しておいた農家さんと車両の方の対応にはなると思うのですが。それについても今、現時点では、保険会社の方とそういうやり取りも行っておりませんので、割合については現段階では申し述べることは出来ないのですけれども。

（何事かいう声あり）

今回の案件につきましては災害ということになると思いますので、不可抗力ということでは判断はいただいているのですが。牧草のロールが転がったということになりますと、それは原因者が農家さんの原因ということで、保険の対応につきましては、町の方は関わり

にはならないという判断であります。

(何事かいう声あり)

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。概要については管理課長が話したとおりですが保険の適用となりますと基本的には判例に基づいて、全てそれは取り行われるということでございます。今回の事案につきましては、やはり過去の判例に基づいての判断というふうになります。今、議員ご指摘のロール等の件につきましては、やはりどういう状況で起きたかどういう形で起きたかというものが、やはりその判例の中で判断されるものというふうに考えておりますので、それらについての判断を仰ぐという形になりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 安全対策等の対応についてお答えいたします。

当日土砂を直営で撤去した後には、セーフティコーンなどを置く。まあ、撤去し終わった後なのですけれども念のためということで、セーフティコーンなどを直営のほうで置いてですね、地主さんと協議してですね、流出したところから土のうを積むことで協議いたしまして町のほうで土のうを積んで、まずは今後出ないような努力はいたしました。

その後地主さんのほうでもですね、より出づらくするようにロールを2個置いてくれました。(笑声) 2カ所危険性があったのですが、両方とも地主さんのほうでロールを置いて、大量に土砂はそれによって出なくなった状況になったと私も確認しております。

それから本日の台風の予想に対してなのですけれども、この事故も受けましてですね、これまで同様に要注意、流入する可能性のある所については既にやっている所もありましたし、それから今回についても直営部隊のほうでパトロールしまして、危険性のある所については土のうを積ませていただきました。そして、あわせて今後のこともありますので、農林課、農協さんの協力も得まして、今、更新予定の所の情報を入手した所であります。これがかなりの箇所数があるというのがあらためてわかりましたが、全部が全部、道路と関連する部分でも、町道と関連する部分でもございませんので、この利用につきましては検討してみたいなと思っております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 大体話は分かりましたけれども、先ほど課長の話ではまあ保険屋が100と言ったから仕方ないだろうというような、安易な考えに聞こえてくるのですけどね。まあこれからはそのような、もう少し突っ込んだやり方をしなければならないのではないかなと思います。

それと、今の建設課長の話ですけど、ロールを2つ置いたということは、その道路は今後使わなくてもよいのではないかというような感じもするのですけれど。町道の場合取り付け道路は、どこに付けているのかわかりませんが、やはり取り付け道路を付けるにはですね、占用願いというのがあってですね、その箇所に何カ所ということで決まって

いるはずなのですがね。この辺についても今後そういうのが発生することによってですね取り付け道路の考え方というのが、むやみやたらに付ける必要がないのではないかとこの部分が出てくるかと思えますけれど。その辺の考えについてどう思いますか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） ロールを置いてくれたというのはですね、まだ更新したばかりで、種まきや何かが残っていると思うのですが、うちの課としてはですね土のうを置くときもですね、まだ出入りして使用するだろうからあまり高くは積めない。それで了解をいただいて1段だけ積ませていただきました。当然地主さんのほうも使うでしょうから、ガタンガタンと段差になりますので、それを了解していただかなければならないということもあって、お互いに協議するのですけれどもその上でも使わないということではなくて、今回土砂が流出してしまったということですね、自分でトラクターで今度は動かしながら種まきをしたり、肥料を入れたりという行為でもまず次の、2回目の土砂流出を防ぎたいというふうに地主さんの思いだと私は理解しています。

取り付け道路につきましてはですね、議員ご指摘のとおりですね、町の仕事の仕方からすると、農林系の補助事業を使ったり、それから国土交通省の事業を使ったりしてやるわけですが、基本的には同じ考え方でして、地主さんのほうとの協議の中で無制限に作ることはご理解願いながら、できるだけ使いやすくして問題が起きにくい所ということで協議させていただくのですけれど、こういう土砂の流入、流出に関しましてはですね、雨の降り方とかいろんな条件が重なるものですから、なかなか簡単にはいかないというのが現実でございます。

これからもですね更新箇所が、先ほども答弁しましたけれども予定がおそらく200弱くらい今出てきているのですけれど、これが全部町道に關しているわけではございませんし、勾配だとかいろんな条件によって流入する危険性というのが、今後見ていかなければちょっとわからないなというのが現実的でございます。その際には地主さんのほうと協議して、できることをやっていきたいというのが私どもの考えでございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 今、皆さんのほうからいろいろとお話が出たので、私の立場上、ちょっとお話をしておきたいと思えます。

今、井上課長がおっしゃったようにですね、取り付け道路というのは農家にとっては非常に重要な、耕作にとっては重要な箇所でございます。そのよう中で今回取り付け道路から流れ出した事故によってという報告を受けたところでございます。

ただその中で今後の対策として、関係団体と十分協議をする、特に関係団体というのはJA、あるいはまた直営の公社ですとかいろんな事業所だと思うのですが、農家にとって更新というのは大事なことでございますし、と言ってまた取り付け道路が無いと、とんでもないことになります。今回はですね、取り付け道路、農地のほうから耕作道をつた

って町道に流れ込んだ事故というふうに判断いたします。逆にですね、町道のほうから耕作地に流れ込むという事態もございます。そんな意味では、今後、新たなる新設工事については十分検討されるでしょうけれども、今、調整されているようにですね、十分これからの農地造成については、新規の河川の付近については無理だということになっていきますし、道路の均衡については、十分土砂の流出には留意をしていただきたいと思います。

先ほど鈴木議員が100%という、事故の責任度合いですけれども、指摘をされましたけれど。私もこれは当然町道を維持管理する町にとっては、被害者に十分な対応をするというのは理解いたしますけれども、今回のことについては、結果がですね、農地から流れ出した水が道路に出たとすれば、関係団体のほうにもあらためて調整をするのではなくて、農協なら農協、行った業者なら業者にですね、責任の一端を述べるくらいの、私は町として責任があるのではないかと。100%町が代表して維持管理するのは当然かもしれませんが。あらためてJAなり業者なりとの責任という問題についてもですね、私は今後のこともあるので、検討なさったほうが良かったのじゃないか、まあ、専決でもう決まっていますから仕方ないのですけど。やはり、何が何でも100%ということについては、私もちょっと合点がいけないことを申し添えてあらためて課長の話を知りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。先ほどの過失割合につきましては、本件については判例に基づいての判断というふうに受け止めております。これを覆すとなれば裁判を起こすしかない話になりますので、これはご理解いただきたいと思います。

それともう1つ、今、所有者含めての話ですが今回は判断として、今まで事例も無かったですし、危険性も未知であり、それで不可抗力というふうになっておりますけれども。先ほど説明ありましたが、関係団体含めて注意喚起をしております。注意喚起をした上で更にそういう事故案件が起きた場合には過失割合が出る可能性が出てくると思います。これは道路管理者側も、それから農地を管理する側も、やはり双方が緊張感を持ちながら、進めていくべきだというふうに思っております。というのは双方不幸な状態を起こさないということが必要な要素だというふうに思っています。なおかつ、基幹産業、酪農を守るために必要な農地を守っていかなければならないというのもありますので、それらの関係についてはそれぞれ情報交換をしながら、また、お互いに緊張感を持てるような状況について配慮しながら進めていきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終了いたします。

次に報告第7号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成26年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

以上で、報告第7号の質疑を終了いたします。

以上で、報告第6号・第7号の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論はないものと認めます。

これより、採決を行います。

採決は報告ごとに行います。

最初に、報告第6号について採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は、承認されました。

次に、報告第7号について採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は、承認されました。

◎推薦第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。推薦第1号「農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は2人とし、住所 標茶町字塘路原野北7線49番地44、氏名 橘 澄子君、次に住所 標茶町開運2丁目47番地3、氏名 熊谷英二君を推薦いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、橘 澄子君、熊谷英二君を推薦することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

平成26年標茶町議会第2回臨時会会議録

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成26年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午前10時46分閉会）

平成26年標茶町議会第2回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 13番 川村多美男

署名議員 2番 長尾式宮

署名議員 3番 菊地誠道